

議題（１） 第４次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の令和５年度（２０２３年度）実施結果及び令和６年度（２０２４年度）事業計画等について

重点施策１ 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

１ 消費生活相談機能の充実・強化

消費者が、どこに住んでいても質の高い相談や救済を受けられるよう、消費者にとって最も身近な市町村の相談機能の強化支援を行います。また、センター・オブ・センターズとして県消費生活センターの専門性の向上を図るとともに、関係機関と連携して、消費者被害の未然防止と早期救済に努めます。

（１）市町村における相談機能の強化支援

	令和５年度の実施概要	令和６年度の実施の方向性
①県と市町村間との情報共有の推進	○市町村における消費者行政を推進するため広域連携を行っている市町村（玉名市、荒尾市、上益城５町）を訪問した。 ○県民に必要な重大事故情報、消費者被害情報等を随時市町村に提供した。（消費者トラブル注意報６回、国からの情報メールは随時提供。）	地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性についての協議を行う。 ○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。（消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等）
②相談対応力の向上支援	○消費生活相談員受入研修を４市１１回、市町村への巡回訪問を３町４回実施。また、市町村消費生活相談員連絡会議の開催や市町村からの経由相談への対応（７１件）など相談対応力の向上を図った。	○市町村消費生活相談員連絡会議を開催する。また、市町村ホットラインやタブレットＰＣの活用、受入・巡回により助言・指導等を行う。
③市町村への技術的支援	○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修会を開催し、５２名が参加。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、市町村職員等１５４名が参加した。	○市町村の消費者行政担当職員を対象として５月に研修会を開催し、４０名が参加。 ○生活再生支援対策研修会を１１月に開催予定。

(2) 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
①専門性の向上	○国民生活センター等の研修に県相談員から14回参加(配信を含む)した。また、消費生活センター内研修を毎月実施(12回)するなど消費生活相談員等のレベルアップに努めた。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させる。また、消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや相談実施に必要なスキルについて、内部研修を実施する。
②関係機関と連携した専門的相談体制の確保	○解決困難事例の検討や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催した。(4回) ○弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼した。(弁護士5件、専門相談アドバイザー36日)	○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催する。 ○弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。
③消費者等に対する情報発信	○県ホームページに消費生活トラブルに関する情報を掲載するとともに、地元マスコミの協力を得て、県民に最新情報を提供。(熊日Q&A 26回) ○コロナ禍でインターネットの利用に伴う消費者被害が急増したことを受け、TVCM、SNS 広告等による注意喚起を行った。	○県ホームページに消費生活トラブルに関する最新情報を掲載し、報道機関・市町村等に情報提供することで、被害防止に努める。 ○「消費者月間(5月)」に多様な主体と連携して、相談会の開催や、相談窓口等の広報・啓発等を集中的に実施する。

2 多重債務者に対する生活再生支援

依然として深刻な社会問題である多重債務者問題に対応するため、関係機関と連携しながら施策を推進します。

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
(1) 庁内連携推進のための研修会開催及び市町村庁内連	○生活再生支援対策研修会を開催し、臨床心理士による依存症と多重債務についての研修を実施。(55団体154名参加) ○多重債務者対策協議会を開催し(専門部会2回、協議会1回)、	○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定。 ○多重債務者対策協議会を開催し、関係機関及び団体相互の連携

携の推進	関係団体の取組状況等について情報交換を実施。	を強化する。
(2) 多重債務者等の生活再生支援の推進	○消費者自立のための生活再生総合支援事業により、以下の取組を実施。 ・生活再生相談（面談件数：605 件） ・家計診断（家計相談：527 件） ・個別要因に応じたトラブル解決支援（債務整理希望：263 件）	○消費者自立のための生活再生総合支援事業により、以下の取組を実施中。 ・生活再生相談・家計診断 ・個別要因に応じたトラブル解決支援
(3) 多重債務者等を対象とした相談会の開催	○お金の悩み無料相談会（2 回）を開催し、関係機関が連携して対応した。 ・第 1 回 9/11 熊本市（相談 10 件） ・第 2 回 11/26 八代市（相談 10 件）	○お金の悩み無料相談会（2 回）を開催予定。

3 消費生活の安全・安心の確保

各種法令に基づく検査・指導、商品テスト等を行うとともに、消費者取引の適正化を図るため、事業者に対し、行政指導や改善要求を行います。

また、状況に応じて生活関連物資の需給状況に関する調査・監視を行い、生活関連物資の安定確保に努めます。

	令和 5 年度 of 取組概要	令和 6 年度 of 取組の方向性
(1) 生命・健康等の安全・安心の確保	○食の安全安心に関する出前講座を実施（21 件）するとともに、特定テーマによる「食の安全セミナー」を開催（12 月、100 人参加）。 ○「食品事業者等を対象とした講習会」（131 回、6,846 人参加）、「消費者を対象とした講習会」（45 回、545 人参加）、「給食施設従事者を対象とした講習会」（26 回、698 人参加）を実施。 ○宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、適切な指導・監督を行った。（新規事務所 94 件、既存業者への立入調査 10 件、指導・監督 10 件）	○食の安全安心に関する出前講座、特定テーマによる「食の安全セミナー」、地域における意見交換会や各種講習会を開催予定。 ○食品衛生に係る啓発指導として、「食品事業者等を対象とした講習会」「消費者を対象とした講習会」「給食施設従事者を対象とした講習会」を実施予定。 ○宅地建物取引業の適正な運営を確保し、消費者に対する被害の未然防止につなげるため、事務所調査により、業務に関し適切な指導・監督を行う。

(2) 生活関連物資等の安定確保	○県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年 1 回以上実施する連絡会議に替えて双方担当者による打合せを実施し、情報交換を行った（9/20）。	○県災害救助法に係る連絡調整会議に県生協連とともに出席する等、災害時の基本協定に基づき、県生協連と情報交換・協議を行う。
(3) 消費者取引の適正化	○悪質事業者に対し、問題点の改善要求等を行った。（不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導 15 件、割賦販売法に基づく行政指導 1 件、特定商取引法に基づく行政指導 2 件等） ○ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、貸金業法違反、犯収法違反（口座の譲渡等）等を検挙した。	○引き続き悪質業者に対する問題点の改善要求等、市町村等の関係行政機関や県警に対する指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。 ○引き続き、ヤミ金融事犯及びヤミ金融事犯の助長犯罪である犯収法違反（口座の譲渡等）の取締りを推進。
(4) 適正な表示の確保	○景品表示法に基づき調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行った。（口頭指導 15 件） ○健康増進法及び食品表示法に基づき、食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進。（指導 10 件、相談対応 102 件）また、事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等を開催（12 回、244 人参加）。	○景品表示法に基づき調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行う。 ○健康増進法及び食品表示法に基づき、食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行うとともに、事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等を開催。
(5) 消費者事故情報通知対応	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、直ちに消費者庁に情報提供を行った。（2 件）	○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。

4 地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

消費者被害に遭いやすい高齢者や障がい者、認知症等により判断力が十分でない方々の消費者被害の未然防止と早期救済を図るため、地域における見守り活動を推進します。

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
(1) 市町村推進体制の整備促進	○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催（11/24）するとともに、随時、構成団体等に対し、メールやチラシによる消費者被害情報の提供を行った。 ○市町村等において消費者行政の推進への協力が可能な人材育成を目的に「消費生活相談サポーター育成事業」を実施（39名受講）。	○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催するとともに、随時、構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○消費者安全確保地域協議会未設置市町村に働きかけを行い、体制構築の推進を図る。
(2) 熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進	○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催（11/24）。各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行った。	○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会において、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。

5 訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

文化や言語の違い等により、消費者トラブルに遭いやすい傾向にある外国人の消費者トラブルについて、関係機関と連携した対応を行います。

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、必要に応じて、関係機関と連携して対応した。また、外国人の方に向けたホームページを作成した。 ※相談実績：4件	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンターで対応するとともに、国民生活センター等関係機関と連携して対応する。

【概ね5か年で到達すべき目標（KPI）】

（１）消費生活相談機能の充実・強化

成果指標	策定時 (R1)	R4 実績値	(参考) R3 実績値	目標値 (R7)
県及び市町村の消費生活相談員の研修参加率	79%	70% 未達成	67%	100% (毎年度)
現状分析及び主な取組	研修参加率は微増の状況。市町村職員・相談員の相互理解、連携強化のための研修会開催、市町村が実施する消費者行政推進のための事業（相談員の配置、広域連携体制の構築等）に対する補助、及び県センターから市町村への支援について、引き続き取組む。			

（２）多重債務者に対する生活再生支援

成果指標	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
他部局（徴収部門等）から消費生活部局への情報提供・共同対応を実施した（する）市町村数	27 市町 (60%)	27 市町村 (60%) 未達成	21 市町村 (46.7%)	100% (毎年度)
現状分析及び主な取組	昨年に比べると増加しているが、依然として目標に及ばない状況。引き続き、生活再生支援対策研修会において、庁内連携の重要性を関係各位に周知する。			

（３）地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

成果指標	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
消費者安全確保地域協議会の設置市町村の県内人口カバー率	7%	62% 達成	61.9%	50%以上
現状分析及び主な取組	令和5年3月に熊本市が法定協議会を設置したことで目標値は達成済み。未設置の市町村を訪問し、体制構築及び課題解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図った。			

重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進

1 食品ロスの削減に向けた取組の推進

国際的課題となっている「食品ロス削減」について、消費者・事業者等の多様な主体が理解を深め、一体となった取組が促進されるよう普及啓発等を推進します。

(1) 食品ロスの削減に向けた取組の推進

	令和5年度の取組概要	令和6年度の取組の方向性
① 食品ロス削減推進に係る計画の策定及び推進体制の整備	○新聞、テレビ等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施した。また、県内企業を募集して、「フードドライブ」を実施した(9月)。 ○県民を対象にモニターを募集して「食ロスチェック」を実施(12～1月)し、58人が参加した。	○食品ロス削減月間(10月)を中心にテレビ、SNS等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施予定。 ○10月に事業所を対象とした「フードドライブ」を実施予定。 ○県民を対象にモニターを募集し、「食ロスチェック」を実施予定。
② 食品ロス削減に係る取組の推進	○「九州食べきり協力店」への新規登録13店舗に対し、啓発物(ポスター及び卓上ポップ)の配布を行った。	○くまもと食べきり運動の1つとして「九州食べきり協力店」の周知及び登録店舗の拡大を行う。

(2) 環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

令和5年度の取組概要	令和6年度の取組の方向性
○エシカル消費について、消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行った。 ○食品ロス削減に係る出前講座について、高校等に対し計4回の出前講座を実施した。	○消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行う。 ○消費者教育コーディネーターが作成した教材やチラシ等により、希望する高等学校等を対象に出前講座を行う。

【概ね5か年で到達すべき目標(KPI)】

(1) 食品ロス削減に係る取組の推進

成果指標	策定時(R3)	R5実績値	(参考)R4実績値	目標値(R7)
食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合	19.8%	16% 未達成	17.9%	10%以下
現状分析及び主な取組	「取り組んでいない消費者の割合」は着実に減少しているが、目標には及ばない状況。 引き続き、各種媒体を活用した広報や事業者参加のフードドライブなど、身近なことから取り組んでもらえるよう啓発を推進する。			

重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応

1 新型コロナウイルス感染症への対応

感染症拡大時において、正しい情報や実態に基づかない消費行動の発生や、消費者の不安に乗じた悪質事例の発生を未然に防ぐため、正確な情報発信と悪質商法等への注意喚起を進めます。

令和5年度の実施概要

○新型コロナウイルス感染症の影響により、生活再生支援を必要とする方が多く存在するため、インターネット媒体を利用した広報を実施。

○新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が推奨され、インターネット通販等における定期購入サービスが急増したため、市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施（受講者39名）。

○コロナ禍でインターネットの利用に伴う消費者被害が急増したことを受け、TVCM、SNS 広告等による注意喚起を行った。

2 災害への対応

平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨に伴う消費者トラブル等に対応するため、引き続き消費者の方から寄せられる消費生活相談にしっかりと対応します。

また、災害発生時には、被災の状況に応じた相談体制の構築や速やかな情報提供を行います。

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
(1) 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨への対応	○消費者自立のための生活再生総合支援事業を実施。また、令和2年7月豪雨被災者への特別金利での貸付を実施（1件）。	○被災者の生活再生支援を実施中 ・生活再生相談 ・家計診断 ・個別要因に応じたトラブル解決支援 ・熊本地震被災者支援
(2) 今後の災害等への緊急対応	○国民生活センターと連携し、災害時等に消費者ホットライン188（いやや）の接続先変更について市町村に調査する等対応を行った。	○消費者ホットライン188（いやや）の効果的な活用を図るため、各種照会（接続先変更、接続時間帯の調整等）に対応する。

3 SNSによる消費者被害への対応

SNSを介した消費者トラブルに対応するとともに、悪質事例の発生を未然に防ぐため、正確な情報発信と悪質商法等への注意喚起を進めます。

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
(2) SNS に関する相談対応力の向上	○国民生活センター主催研修参加12回（うちSNS関係研修1回） ○市町村消費生活行政職員・相談員研修会において相談概要を説明 ○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けのSNSに関する研修に相談員を派遣するとともに、県弁護士会と市町村相談員による勉強会のテーマとして、SNS等に関するトラブル事例を選定する。

重点施策4 消費者教育の推進

1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

学校、地域、職域等の様々な場を効果的に活用し、それぞれのライフステージに応じた消費者教育を推進します。

令和4年（2022年）4月の成年年齢引き下げにより若者の消費者被害の増加が懸念されることから、高校生等の消費者教育に重点的に取り組みます。

（1）学校等における消費者教育の推進

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
① 高等学校段階までの着実な消費者教育の実施	○（高等学校期） 全校で実施（家庭科、公民科、商業科等） ○（義務教育期） 各教科等指導主事等研修会社会部会及び家庭科部会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。 ○（特別支援学校） 全校で実施（社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳等） ○金融広報委員会等と連携し、「高	○（高等学校期） 全校で実施（家庭科、公民科、商業科等） ○（義務教育期） 教科等指導主事等研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配布等の情報提供を行う。 ○（特別支援学校） 全校で実施（社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳等） ○私学振興課及び教育庁各課と連

	校生等のための消費生活講座」を計 24 回実施。 ○「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、学校やPTA等の要望に応じて、講師を派遣し、保護者や教職員等向けの講話を実施した（33 団体、延べ 2,532 人受講）。	携し、「高校生等のための消費生活講座」を実施する。 ○「情報安全出前講座」に講師（県指導主事 20 人程度）を派遣し、保護者や教職員向けの講話を実施する。 （6 月末時点：12 団体、延べ 1,707 人受講）
②専修学校・各種学校、大学等における消費者教育の推進	○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発チラシを配布した。 ○県内の適格消費者団体に委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施（2 大学、48 名）。	○大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発ポスター又はチラシを配布する。 ○「若者に対する消費者教育出前講座」、「専門の法律を学んでいる学生向け講座」を実施する。

（２）職域、地域社会における消費者教育の推進

令和 5 年度の実施概要	令和 6 年度の実施の方向性
○水銀フリーについて、県立図書館「情報ギャラリー展」や啓発動画を活用した広報展開等による情報発信を行った。 ○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学 5 年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施した（肥後っ子教室 320 校、17,189 人が参加）。 ○熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して、副読本を作成し、県内の小学生等に配布（17,462 冊）。また、子どもの現地勉強会を開催した。（11/26、2/10、小学生及び保護者計 80 名）	○引き続き水銀フリー啓発動画を活用した情報発信等を実施予定。 ○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、「肥後っ子教室」、「くまもと環境出前講座」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施。 ○引き続き、熊本の地下水と土の保全に資する「地下水と土を育む農業」や環境にやさしい「くまもとグリーン農業」に関して子どもたちの理解を促進するための副読本を作成し、県内の小学生に配布したり、子どもたちを対象とした現地勉強会を開催する。

2 効果的な消費者教育のための取組の推進

消費者の特性に配慮した消費者教育を推進するため、多様な関係者と連携を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成を推進します。

	令和5年度取組概要	令和6年度取組の方向性
(1) 多様な主体との連携促進	○消費生活講演会を消費者団体等と共催で開催し、消費者発表大会を開催した(11/15)。 ○各消費者団体の主催事業等について、市町村等に周知等を行った。	○消費者団体等と共催で、12月に消費生活講演会を開催予定。
(2) 消費者教育の担い手育成	○高等学校教員に対し、教育課程研究協議会(各教科約70人出席)、家庭科主任会(約70人出席)等において、消費者教育に関する情報を提供。 ○小中学校教員に対し、各教科等における教育活動の中で、消費者生活に係る基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行った。 ○特別支援学校教員に対し、消費者庁作成教材の活用を促進するなど本教材の動画配信やデジタル教材についての情報提供を行った。 ○「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催した。(第1回参加者115人、第2回67人)	○高等学校教員に対し、教育課程研究協議会、家庭科主任会、商業科主任会等において、消費者教育に関する情報を提供予定。 ○小中学校教員に対し、学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行う。 ○特別支援学校教員に対し、消費者教育に係る情報を提供しており、今後も学校訪問や研修等において、有益な情報を適宜提供する。 ○「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催する。

【概ね5か年で到達すべき目標（KPI）】

学校等における消費者教育の推進

成果指標①	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
高校生等を対象とした消費生活出前講座実施校数	29校/年	23校/年 未達成	20校/年	40校以上 /年
現状分析及び主な取組	実施校数は、新型コロナの5類移行に伴い増加傾向にあるが、引き続き、消費者教育コーディネーターを通し、高等学校等への積極的な消費生活出前講座の活用を呼びかける。			

成果指標②	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
消費者教育教材「社会への扉」等を活用した消費者教育実施校数	78校 (71%)	90校 (77.5%) 未達成	90校 (73.8%)	122校 (100%)
現状分析及び主な取組	策定時と比べ増加しているが、依然として『消費者教育教材』の活用の時間の確保が難しい」という意見も多いため、消費者教育コーディネーターの学校訪問を通し、学校側のニーズを把握するとともに、引き続き「社会への扉」や外部講師の活用の呼びかけを行う。			

成果指標③	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
大学等における被害情報の学内掲示等実施校数	47校 (70%)	69校 (100%) 達成	69校 (100%)	68校 (100%)
現状分析及び主な取組	100%を維持できており、今後も情報提供等を継続する。			

成果指標④	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
講習等（出前講座を含む）の実施市町村数	31市町村 (69%)	29市町村 (64%) 未達成	24市町村 (53%)	45市町村 (100%)
現状分析及び主な取組	実施校数の実績は、新型コロナの5類移行に伴い増加傾向にあるが、引き続き、消費者教育コーディネーターによる市町村訪問において、積極的な消費生活出前講座の活用を呼びかけるとともに、ニーズ把握に努める。			

重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

1 消費者の意見の反映と消費者施策の透明性の確保

毎年度の計画推進状況について、消費生活審議会からの意見を求めるとともに、実施状況を県ホームページに公表します。

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
○消費者行政推進本部では、各施策・事業の推進状況について書面照会し、結果を消費生活審議会に報告した（10/17）。 ○熊本県消費生活審議会を開催し、消費者基本計画の進捗状況等について審議した。	○計画推進状況を消費生活審議会へ報告し、意見を求めるとともに、その意見を踏まえ次年度の具体的な施策等に反映する。 ○毎年度、計画の実施状況について県のホームページ等で公表する。

2 県における体制整備

県消費生活センターがセンター・オブ・センターズとしての役割を果たすよう、また、消費者が身近な存在として認識し、困ったときに頼りになる存在として機能するよう努めます。

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
○消費生活相談員資格取得支援講座（3名参加）及び消費生活相談支援サポーター育成講座（39名参加）を実施。	○消費生活相談員資格取得支援講座及び消費生活相談支援担い手育成講座を実施予定。

3 市町村における体制整備支援

市町村は、住民に最も身近な存在であり、その体制強化は消費者行政における最重要課題の一つであることから、県は、市町村の自主性・自立性が発揮されるよう留意しながら、市町村消費者行政を引き続き支援していきます。

令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
○新アクションプランの策定及び実施支援について、令和4年度に実施した調査結果をもとに、改めて全市町村に対して新アクションプランの見直しに関する調査を実施。	○国の交付金見直し後も市町村の消費者行政の取組が維持されるよう、全市町村に対し新アクションプランの見直しについて調査を実施し、市町村の消費者行政の自主性・自立性の確保について支援する。

【概ね5か年で到達すべき目標（KPI）】

県・市町村における体制整備支援

成果指標	策定時 (R1)	R5 実績値	(参考) R4 実績値	目標値 (R7)
県及び市町村の消費生活相談員の資格保有率	74%	82% 未達成	82%	83%以上
現状分析及び主な取組	目標値にはわずかに及ばない状況。「消費生活相談員資格取得支援講座」や「消費生活相談支援担い手育成講座」の実施により、資格取得に向けた支援を行っている。			

議題（２） 食品ロス削減推進計画の進捗状況について

方向性１ 消費者等の意識改革・行動変容推進

食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報実施 等

消費者一人ひとりが食品ロス削減の意義を認識するために、消費者教育を通じて消費者の意識改革を進め、行動変容を促します。食品ロス削減の取組は、消費者だけでなく事業者等の果たすべき社会的責任の一つであること認識し、事業者の取組への理解と後押しにつなげます。

令和５年度の取組概要	令和６年度の取組の方向性
○食品ロス削減月間（１０月）を中心にテレビＣＭや新聞広告、ＳＮＳ広告等により広く周知啓発を実施。 ○消費者教育コーディネーターによる高校生等を対象とした出前講座を実施。（４件、７３人受講）	○食品ロス削減月間（１０月）を中心にテレビ、ＳＮＳ広告等で広く周知啓発を実施する。 ○消費者教育コーディネーターによる消費者教育を通じて食品ロス削減に係る消費者等の意識改革・行動変容を推進する。

方向性２ 発生抑制及び有効活用の取組推進

各主体が、食品ロス削減に係る取組を具体的行動の実践に結びつけるため、それぞれの立場で、まず発生抑制に向けて取り組むよう促します。

未利用食品については、食品を必要とする支援団体の情報提供等を行い、有効活用を推進します。

	令和５年度の取組概要	令和６年度の取組の方向性
(１) 事業者等と連携した食品ロス発生抑制等に関する施策の推進	○「食べきり協力店」に啓発物を配布。また、１３店舗の新規登録があった。 ○農林水産の普及活動において、生産者に対し、規格外品の発生抑制等の普及啓発を実施。	○「食べきり協力店」の登録店舗数拡大のため、啓発物等を作成し、飲食店への周知を図る。 ○農林水産業者に対する栽培指導及び漁協に対する加工指導を定期的に実施し、規格外品の発生防止による食品ロスの削減を図る。
(２) 未利用食品の有効活用の推進	○事業者参加のフードドライブを、拠点を３カ所に拡充して実施し、県内 75 事業所から約 2.3 トンの食品を集めて、子ども食堂等に配布。	○事業者参加のフードドライブを、拠点を 5 カ所に拡充して 10 月に実施予定。

	○子ども食堂の運営支援を行うコーディネーターを配置し、企業等と子ども食堂とのマッチング支援に取り組んだ（40件）	○支援者とのマッチング支援に随時取り組む。（6月末時点：6件）
--	--	---------------------------------

方向性3 県民運動の機運醸成

食品ロス削減の意義を理解することで、県民全員が当事者であるということを理解し、それぞれの具体的な行動を実践し、県民総参加で取り組むよう、機運の醸成に努めます。

	令和5年度の実施概要	令和6年度の実施の方向性
(1) 県計画に基づく各主体の連携した取組の推進	○58人のモニターにより、家庭の食品ロス発生状況について調査を行い、結果をホームページで公開した。 ○市町村職員研修会等の機会を捉え、県計画について説明し、連携を呼びかけ。	○6～8月に食ロスチェックモニターを募集し、家庭での食品ロス発生状況を調査する。（100人程度募集） ○市町村に引き続き働きかけ、食品ロス削減に向けた取組みを推進・連携を呼びかける。
(2) 食品ロス削減に向けた情報の収集・共有	○国等から提供されるイベントや、先進的な取組情報を収集し、ホームページなどで周知を図った。 ○消費者庁の「食品ロス削減推進サポーター」について、関係団体等に周知した。また、庁内でも育成講座に参加しサポーター育成に協力した。	○引き続き、「食品ロス削減推進サポーター」育成に協力し、人材育成に努めるほか、食品ロス削減月間周知や県内優良事例に対して食品ロス削減推進大賞への推薦を呼び掛ける等普及啓発を図る。